

自己負担限度額

70歳未満の方

(令和8年8月から令和9年7月まで)

70歳未満	所得区分	所得要件 ^(※1)	限度額(月)	年間上限額
	ア	旧ただし書き所得 901万円超	270,300円+(総医療費-901,000円)×1% 〈多数回該当:140,100円〉	168万円
	イ	旧ただし書き所得 600万円超~901万円以下	179,100円+(総医療費-597,000円)×1% 〈多数回該当:93,000円〉	111万円
	ウ	旧ただし書き所得 210万円超~600万円以下	85,800円+(総医療費-286,000円)×1% 〈多数回該当:44,400円〉	53万円
	エ	旧ただし書き所得 210万円以下	61,500円〈多数回該当:44,400円〉	53万円
	オ	住民税非課税 ^(※2)	36,900円〈多数回該当:24,600円〉	29万円

70歳以上の方

(令和8年8月から令和9年7月まで)

70歳 ~ 74歳	所得区分	所得要件	負担割合	限度額(月)		年間上限額
				外来(個人)	外来+入院(世帯単位)	
	現役並みⅢ	課税所得 690万円以上	3割	270,300円+(総医療費-901,000円)×1% 〈多数回該当:140,100円〉		168万円
	現役並みⅡ	課税所得 380万円以上690万円未満		179,100円+(総医療費-597,000円)×1% 〈多数回該当:93,000円〉		111万円
	現役並みⅠ	課税所得 145万円以上380万円未満		85,800円+(総医療費-286,000円)×1% 〈多数回該当:44,400円〉		53万円
	一般	課税所得 145万円未満 ^(※3)	2割	22,000円 〈年間上限:21.6万円〉 ^(※5)	61,500円 〈多数回該当:44,400円〉	53万円
	低所得Ⅱ	住民税非課税 ^(※2)		11,000円 〈年間上限:9.6万円〉 ^(※5)	25,700円 〈多数回該当:24,600円〉	29万円
	低所得Ⅰ	住民税非課税 ^(※4) (所得が一定以下)		8,000円	15,700円	18万円

- ※1 同じ世帯の当国保組合加入者全員の総所得金額等から基礎控除を差し引いた(旧ただし書き所得)合計額で判定します。
- ※2 住民税非課税とは、当国保組合加入者全員が市町村民税の所得割・均等割とも非課税のとき。
- ※3 旧ただし書き所得の合計額が210万円以下の場合も含む。
さらに、同じ世帯の70歳以上の当国保組合加入者全員の収入額合計が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)である旨を申請し、当国保組合が認定した場合も含む。
- ※4 「低所得Ⅰ」とは、当国保組合加入者全員が市町村民税の所得割・均等割とも非課税で、それらの方の所得が必要経費・控除(年金所得は控除額を80.67万円として計算)を差し引いたときに0円となる方。
- ※5 8月から翌年7月までの1年間の自己負担限度額。
- ※6 75歳到達月は個人単位での自己負担限度額が半額になる。組合員がこの対象となる場合は、併せて喪失する家族被保険者も対象となる。